

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、法令遵守と高い企業倫理に基づいて事業活動を行うことが、公共性と社会性が求められる銀行の責任であると認識しており、コーポレート・ガバナンスを確立することは、株主さま、お客さま、従業員、地域社会などのステークホルダーからの信頼を向上させ、持続的かつ健全に当行が成長していくための土台であり、ひいては企業価値の維持・増大につながるものであると考えています。

こうした考えのもと、当行では監査役制度を採用しておりますが、社外取締役や社外監査役に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の立場で、且つ会社等の組織運営の経験者としての豊富な経験と幅広い知識を有する者を選任することで、適正なコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

また、「経営ビジョン」や「行動規範」などを定め、健全な企業風土を根づかせる様々な施策を実施するとともに、執行役員制度の導入による経営と業務執行の分離と意思決定の迅速化、各種委員会の設置による経営管理体制の強化、IR活動による経営の透明性の確保などに取り組むことにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率が低いため実施しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

○政策保有に関する方針

当行では、政策保有株式(※1)については、地域金融機関として取引先との総合的な取引維持・拡大を通じた取引先および当行の中長期的な企業価値向上に必要と判断される場合に限定的に保有しております。

政策投資目的で保有する株式(※2)については、個別銘柄ごとにリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通し、地域経済との関連性などを検証し、定期的に保有の可否を判断しております。

(※1)「政策保有株式」とは、純投資以外の保有株式のうち、「子会社・関連会社株式」を除いた「その他有価証券」です。

(※2)「政策投資目的で保有する株式」とは、取引先企業との総合的な取引維持・拡大を通じた当行の中長期的な経済的利益の増大を目的として保有する上場株式です。

○保有意義・経済合理性の検証

当行では、政策投資目的で保有する株式について、銘柄別に中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性(リスク・リターン)を確認しております。毎年、取締役会にて個別銘柄ごとに保有メリット等の検証を行っております。

○議決権行使に関する基準

当行では、政策投資目的で保有する株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するため、政策保有先の経営方針やコーポレート・ガバナンス、中長期的な企業価値向上などの観点も踏まえた上で各議案の賛否を総合的に判断しております。

【原則1-7】

株主の利益を保護するため、当行や株主の利益に反する取引が行なわれないよう、取締役会規程において、取締役の競業取引・自己取引(関連当事者間の取引)・利益相反取引については取締役会で承認を行い、重要な事項については取締役会に報告することを定めております。

役員の関連当事者間の取引の有無については、毎年3月末現在で書面により確認を行っております。

【原則3-1】

(1) 当行では経営ビジョンおよび中期経営計画を策定し公表しております。

詳細は当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

<経営ビジョン> https://www.chukyo-bank.co.jp/toshika/menu_08.html

<中期経営計画> <https://www.chukyo-bank.co.jp/news/data/20150403.pdf>

(2) 当行のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、当行ホームページにて開示しております「コーポレートガバナンス方針」をご参照ください。

<コーポレートガバナンス方針> http://www.chukyo-bank.co.jp/toshika/menu_11.html

(3) 取締役(社外取締役を除く)の報酬については、役職位とその経験年数にもとづく「確定報酬(月額報酬)」および役員賞与と、株主との利益共有のインセンティブとしての「株式報酬型ストックオプション」とし、社外取締役ならびに監査役(社外監査役を含む)については、独立性の観点から「確定報酬(月額報酬)」および役員賞与としております。

役員報酬については、その透明性・公正性を確保するため、取締役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬総額(年額2億円以内)の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会による審議を経て、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬総額(年額500万円以内)の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

また、株式報酬型ストックオプションについても、定時株主総会において承認された範囲内(年額500万円以内)で取締役会で決定し割当てられています。

なお、執行役員の報酬も報酬委員会で審議のうえ取締役会で決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、取締役会に設けた人事委員会で、その能力、資質、適格性等について審議のうえ取締役会で決定することとしております。

また、監査役候補の指名については、業務執行から独立した立場でガバナンスに貢献できる人物を代表取締役が指名し、監査役会の同意を得て取締役会で決定することとしております。

(5) 取締役候補者の個々の選任・指名の説明につきましては、当行ホームページに開示しております「第110期定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類中の取締役選任議案に記載しておりますので、ご参照ください。

＜第110期定時株主総会招集ご通知＞http://www.chukyo-bank.co.jp/download/gms_2016_1.pdf

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性を確保しております。

取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築しております。

取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任を明確化しております。

【原則4-8】

当行は、10名の取締役のうち、社外取締役は原則2名以上とすることとしております。また、独立した客観的な立場に基づく意見交換・情報交換・認識共有を図るため、独立役員である社外取締役および社外監査役を構成員とする「社外役員連絡会」を定期的に開催しております。なお、「社外役員連絡会」の議長は社外取締役の中から互選で決定しております。

【原則4-9】

当行の社外役員が独立性の要件を満たしていると判断する基準は以下のとおりとなっています。

(独立性判断基準)

独立性判断基準を以下の通りとし、原則として、現在または最近(※1)において以下のいずれの要件にも該当しないものとする。

1. 主要な取引先(※2)

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等(法人以外の団体含む)である場合はその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者

2. 専門家

- (1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (2) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等

3. 寄付

当行から、過去3年平均で、年間10百万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合はその業務執行者

4. 主要株主(総議決権の10%以上を保有する株主)

当行の主要株主、またはその者が法人等である場合はその業務執行者

5. 近親者

次に掲げる者(重要でない者(※3)は除く)の近親者(二親等内の親族)

- ・上記1～4に該当する者
- ・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等

※1「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※2「主要な取引先」の定義

直近事業年度の連結売上高(当行の場合は連結業務粗利益)の1%以上を基準に判定する。

※3「重要でない者」の定義

「重要」な者としては、会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを指す。

【補充原則4-11-1】

当行は定款において、取締役の員数を10名以内と定め、現在は当行の業務に精通した社内取締役8名、豊富な経験と知見を備えた社外取締役2名で構成し、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模を確保しております。

取締役候補の選任に際しては、当行の内規として定めた選任基準に基づき人事委員会で審議し、取締役会で決定します。

【補充原則4-11-2】

取締役および監査役の重要な兼職の状況は「株主総会招集ご通知」の事業報告において毎年開示しております。

本報告書提出日現在、他の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりであります。

[兼任状況]

・岡田 邦彦(社外監査役)
中部日本放送 株式会社(社外取締役)

・木村 和彦(社外監査役)
菊水化学工業 株式会社(社外監査役)

【補充原則4-11-3】

当行では取締役会全体の実効性について、社外を含む取締役全員の自己評価等をベースに、毎年、分析・評価を行うこととしております。平成28年4月の取締役会において、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認しております。なお、取締役会の運用面については以下の課題を共有しております。

- ・議案数の削減・報告事項の簡素化による重要な議案に対する審議時間の確保
- ・取締役会資料のボリュームの見直しおよび配布時期の更なる早期化

【補充原則4－14－2】

取締役会および監査役会はそれぞれに取締役・監査役が重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識・情報等を得られるよう、就任時および就任後も継続的に研鑽に努めることを奨励・監督し、このためのトレーニング機会の提供や斡旋、必要と認める範囲において費用を支援しております。

【原則5－1】

株主の皆さまとの対話に対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応してまいります。

- (1) 株主の皆さまからの対話の申込みに対しては、建設的な対話を実現するように総合企画部担当役員が中心となって積極的に機会の提供を図っております。頭取および総合企画部担当役員は、IR担当部署である総合企画部と連携し、会社説明会等においても積極的に対話機会を設けております。
- (2) 株主の皆さまとの対話を補助するため、総合企画部をIR担当部署とし、企画担当者連絡会等において、営業部門や管理部門等の関係各部との有機的な連携を取れる社内体制を構築しております。
- (3) 個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向け説明会の実施や株式会社名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポなどにブース出展するほか、個人投資家向けの会社説明会も行っております。
また、ホームページやディスクロージャー誌等により、わかりやすい情報開示に努めております。
- (4) 株主の皆さまとの対話の中で把握した意見や懸念は、IR担当者から総合企画部担当役員および経営陣へ適宜フィードバックするとともに、取締役会へ報告を実施してまいります。
- (5) 証券市場の公正性と健全性の観点から、投資判断に影響を及ぼすべきインサイダー情報の管理につきましては、その重要性を認識し、厳格に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	85,343,850	39.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,414,000	5.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	9,784,000	4.49
ミソノサービス株式会社	7,949,000	3.65
中京銀行従業員持株会	5,256,510	2.41
大同生命保険株式会社	4,700,000	2.16
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,929,000	1.80
日本生命保険相互会社	3,413,738	1.56
大和製罐株式会社	2,962,000	1.36
中京テレビ放送株式会社	2,635,000	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野村克文	他の会社の出身者											
尾崎泰宏	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村克文	○	——	日本の代表的な大手製造業である株式会社東芝に長年勤務され、ドイツ、アメリカでの海外勤務、財務部資金担当部長、広報室長を経て東芝ファイナンス株式会社の代表者、株式会社日本政策金融公庫の常勤監査役を歴任、幅広い分野での豊富な業務経験を有し、当行の業務執行状況を透明性の高い中立的な視点で監督する役割を担っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
			当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行へ経営統合した旧東海銀行の常務取締役でありましたが、平成8年6月に退任してお

尾崎泰宏	○	尾崎氏は過去(平成8年6月まで)において、当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行へ経営統合した旧株式会社東海銀行常務取締役役に就任しておりました。	り、その後10年以上経過していることや、同行が平成14年1月に旧三和銀行と合併、平成18年1月に旧東京三菱銀行と合併を行ったことから、主要株主出身者としての影響度は希薄であります。同氏からは銀行経営経験者としての専門的見地から取締役会に対する有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	人事委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の機能を補完するため、取締役会には「人事委員会」および「報酬委員会」という2つの任意委員会を設け、過半数を占める社外取締役が各任意委員会の委員長および委員に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

- 人事委員会(必要に応じて随時開催)
- 取締役および執行役員の人事に関する次の事項を審議します。
- ・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する事項
 - ・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
 - ・取締役会に提出する執行役員の選任および解任に関する事項
 - ・その他取締役および執行役員の人事に関する重要事項
- 報酬委員会(必要に応じて随時開催)
- 取締役および執行役員の報酬に関する事項を審議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

監査役は内部監査部による内部監査結果の報告や内部統制部門による内部統制システムの整備状況の報告をうけるとともに、定期的に会計監査人との間で会計監査などの実施状況について情報交換を実施し、監査の効率性と実効性の向上に努めております。

また、監査役、会計監査人および内部監査部で三様監査連絡会を開催し、監査計画およびその進捗状況の情報共有を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

--	--	--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田邦彦	他の会社の出身者													
村田浩子	その他													
木村和彦	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田邦彦	○	中部日本放送株式会社社外取締役	長年にわたり地域経済界のリーダーの立場であった経験を活かし、幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいだけ、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査がいただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
村田浩子	○	――	長年にわたり教職および愛知県行政の中核部門での勤務経験があり、その経験や幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいたくとともに、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
木村和彦	○	木村氏は過去(平成18年6月まで)において、当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行へ経営統合した旧株式会社UFJ銀行執行役員に就任しておりました。	当行の主要株主である株式会社三菱東京UFJ銀行へ経営統合した旧株式会社UFJ銀行の執行役員でありましたが、平成18年6月に退任しております。その後、あいおい損害保険(株)(現 あいおいニッセイ同和損害保険(株))常務執行役員を経て、菊水化学工業(株)、日本住宅無尽(株)、エムエスティ保険サービス(株)、東栄(株)各社の非常勤監査役を務めております。 銀行業務経験者としての専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わってこられた豊富な経験、見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいたくとともに、当行の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性判断基準を共に満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当行は独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高め、株主の皆様を重視した経営を更に推進することを目的として、平成25年6月21日開催の第107期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役を除く）に対して新株予約権を年額500万円以内の範囲で割り当てます。また、執行役員に対して、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容と同内容の新株予約権を、取締役の決議により割り当てます。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

報酬として新株予約権を割り当てる理由は、取締役および執行役員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を一層高め、株主の皆様を重視した経営を更に推進することを目的とするものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員報酬の内容

取締役 8名 182百万円(基本報酬128百万円、賞与10百万円、ストックオプション42百万円)

監査役 1名 16百万円(基本報酬 15百万円、賞与1百万円)

社外役員 6名 24百万円(基本報酬 22百万円、賞与1百万円)

(注)上記には、平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬総額(年額2億円以内)の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬委員会による審議を経て、取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の報酬については、定時株主総会において承認されている報酬総額(年額500万円以内)の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

(社外取締役)

取締役会開催に際し、資料の事前配布および付議案件の内容により事前説明を行っております。また、秘書役が窓口になり、行内の情報を適確に提供できるよう行内との連絡・調整を図っております。

(社外監査役)

平成18年5月、監査役室に専任の監査役室長を配置し、監査役業務全般の支援を図っております。

常勤監査役が、取締役会付議案件、重要会議の内容等を監査役会で説明し、取締役会への監査役会意見の形成を行っております。また、社外監査役が定例監査役会、取締役会等の会議に欠席の場合は、常勤監査役が会議内容等の説明を行っております。

更に独立役員である社外取締役および社外監査役を構成員とする「社外役員連絡会」を定期的に開催しております。なお、「社外役員連絡会」の議長は社外取締役の中から互選で決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(会社の機関の内容)

当行では、取締役会が業務執行における最高意思決定機関で、かつ監督機関としての役割を担い、監査役会が経営監査機関として業務執行の監査に当たる体制を採用しております。また、経営・監督機能と業務執行機能を区分し強化するとともに、意思決定の迅速化を図るため、執行

役員制度を導入しております。

なお、平成27年6月26日に、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指し、監督機能と業務執行機能を明確にするため、取締役および執行役員の役職名称の変更を行っております。

業務執行については、各取締役および執行役員が担当部門を持ち業務執行に当たるほか、経営の基本方針や重要な業務執行は取締役会で決定する体制としております。なお、平成27年6月26日に、取締役会に「人事委員会」ならびに「報酬委員会」という2つの任意委員会を設け、過半数を占める社外取締役が各任意委員会の委員長および委員に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。

取締役会で決定する重要事項の事前審議あるいは取締役会より権限委譲された重要な業務執行に関する意思決定を行い、取締役会の機能を補完するため、常務会を設置しております。さらに、リスク管理やALMなど、組織横断的に対処すべき課題については、総合リスク管理委員会やALM委員会などの各種委員会を設けて幅広い協議を行っています。

業務執行の状況は毎月開催される定例の取締役会に報告され、執行状況の把握、監督を行っています。

取締役会から常務会および各業務部門に一定の権限委譲が行われ、各業務が執行されています。業務の執行においては、管理部門が営業部門に対して業務管理を行い、リスク管理部門・コンプライアンス部門が営業部門、管理部門に対しモニタリングを行うことで、牽制が機能する体制としております。

(内部監査及び監査役監査、会計監査の状況)

内部監査は、当行および当行子会社等の業務全般にわたる内部管理・リスク管理態勢の有効性と適切性の検証を行うため、被監査部門に対する監査を実施しています。

監査役監査は、監査役会で承認された「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき、毎期策定する監査方針、監査計画に基づき実施しております。また監査役は取締役会に出席するのみでなく、常務会、総合リスク管理委員会、ALM委員会など、業務執行や内部管理に関わる重要な会議や委員会に出席し、意思決定の過程や業務の執行状況を把握するとともに、適宜必要な助言・提言を行う運営を行っています。当行の監査役は4名で、社外監査役は3名であり、独立性・中立性を持った外部の視点から監査役会の機能強化に貢献しております。なお、社外監査役3名を独立役員に指定しております。また監査役室に専任者1名を配属し、監査役監査を支える人材・体制を確保しております。

当行は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、財務諸表監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名は、松井夏樹氏、瀧沢 宏光氏です。なお、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名およびその他23名です。

(責任限定契約の内容)

当行と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって、当行に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負います。但し、責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(取締役の指名・報酬決定等)

○人事委員会(必要に応じて随時開催)

取締役および執行役員の人事に関する次の事項を審議します。

- ・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する事項
- ・取締役会に提出する代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
- ・取締役会に提出する執行役員の選任および解任に関する事項
- ・その他取締役および執行役員の人事に関する重要事項

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)

取締役および執行役員の報酬に関する事項を審議します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行では、法令遵守と高い企業倫理に基づいて事業活動を行うことが、公共性と社会性が求められる銀行の責任であると認識しており、コーポレート・ガバナンスを確立することは、株主さま、お客さま、従業員などのステークホルダーからの信頼を向上させ、持続的かつ健全に当行が成長していくための土台であり、ひいては企業価値の維持・増大につながるものであると考えております。

こうした考えのもと、当行では監査役制度を採用しておりますが、社外監査役に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立・公正な立場で、且つ会社等の組織運営の経験者としての豊富な経験と幅広い知識を有する者を選任することで、適正なコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

また、平成27年6月26日の定時株主総会において、経営体制の一層の強化、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役を8名から10名に増員しております。

社外取締役は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立・公正な立場であり、また会社等の組織運営の経験者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、独立・公正な立場からの客観的・中立的な監督や取締役会等における幅広い見識に基づく有益なアドバイスが期待できることを基本的な考え方としており、社外取締役は株主さまや投資家等からの信頼を確保する上でふさわしい人物であると認識しています。

当行は、「経営ビジョン」や「行動規範」などを定め、健全な企業風土を根づかせる様々な施策を実施するとともに、執行役員制度の導入による経営と業務執行の分離と意思決定の迅速化、各種委員会の設置による経営管理体制の強化、IR活動による経営の透明性の確保などに取組むことにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会につきましては、定められた期限より2営業日前に発送するなど、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が株主の皆さまとの建設的な対話のための重要な場であることを認識し、株主総会関連日程の適切な設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月24日開催の第110期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としております。
その他	事業報告のビジュアル表示による説明など、わかり易い株主総会の運営に努めています。また、TDnetや当行ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株式会社名古屋証券取引所が主催する名証IRエキスポなどにブース出展するほか、個人投資家向けの会社説明会を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、東京において会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・URL: http://www.chukyo-bank.co.jp/index_to.html ・情報: 決算情報、会社説明会資料、経営計画、ディスクロージャー資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	・担当部署: 総合企画部企画グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンに、優れたサービスの提供によって、お客さまや地域社会、株主さまの信頼と期待に応えていくことを明記しております。
	【「エコ」宣言】 当行では、『私たちは環境に配慮した活動を通じ、地域社会に貢献します』をスローガンに掲げ、「環境負荷の低減」および「金融サービスを通じた環境保全」をテーマに様々な活動に取り組んでおります。また、環境配慮を通じた地域貢献を役職員行動規範にも定め、省資源に努めるとともに、金融サービスを通じた環境保全により、地域社会に貢献する「環境経営」を積極的に展開しております。 (環境負荷の低減) 1. 当行が所有する全車両をエコカーに切替え、環境負荷の低減に努めております。 2. クールビズ、ウォームビズの実施により全店の電力使用量を削減しております。 3. 環境に配慮した店舗づくりとして、LED照明、太陽光発電などを導入し、壁面・駐車場緑化も取り入れております。 4. 電力消費量を従来のATMと比べ最大80%削減できる省エネ型ATMへ随時更改しております。 (金融サービスを通じた環境保全) 1. エコ定期預金 お預け入れいただいた定期預金残高の0.02%相当を当行が愛知県緑化推進委員会および三重県緑化推進協会の「緑の募金」に寄付することにより緑化事業に役立てていただいております。 2. エコ投資信託 当行が受け取るエコ投資信託(愛称: エコ応援団)の信託報酬の一部をあいち森と緑づくり

環境保全活動、CSR活動等の実施	基金へ寄付することにより、緑化事業に役立てていただいております。 3. エコカーローン 環境にやさしいエコカーを購入されるお客さまにお得な金利プランをご提供いたします。 4. エコ住宅・リフォームローン ・環境に配慮した住宅を新築・購入されるお客さまへの住宅ローンの適用金利を優遇いたします。 ・エコ設備(太陽光発電・エコジョーズ等)を設置されるお客さまへのリフォームローンの適用金利を優遇いたします。 5. エコ融資(事業性) お客さまの環境ビジネス(低公害車等の購入、環境に係る認証の取得等)への取り組みを金利面でサポートいたします。 【CSR活動等】 1. 福祉応援定期(愛称:たすけ愛) 福祉応援定期(愛称:たすけ愛)を期間限定で募集し、お預け入れいただいた定期預金残高の0.01%相当額の車椅子を、当行が愛知県と三重県の社会福祉協議会を通じて各福祉団体へ寄付することにより、地域の社会福祉を応援する活動を行っております。 2. マラソンボランティアへの参加 毎年3月に開催される名古屋ウィメンズマラソンの運営スタッフにボランティアとして参加し、沿道整理や横断誘導などの活動を行っております。 3. 植樹への参加 環境保全活動の一環として、各団体が主催する植樹ボランティアに行員やその家族が参加しております。 4. 金融教育活動の実施 地元の小学生を金融教育として支店見学に招待し、模擬紙幣による札勘や、記帳台での伝票記入等の体験学習を実施しております。
その他	(株主優待制度) 株主優待制度として、3月31日現在の株主さまに定期預金または外貨定期預金のお預け入れで、「株主優待品」の中からお好みの品を選択もしくは優遇金利の適用ができる優待券を贈呈しております。 なお、預入限度額等、ご利用に条件がございますので、詳しくは当行ホームページ(http://www.chukyo-bank.co.jp/)をご覧ください。 (女性の活躍推進に向けた取り組み) 平成24年6月より、社外監査役に女性1名を登用し、女性の立場から取締役会に対する有益なアドバイスや、客観的・中立的な監査をしていただいております。また、平成26年5月には3名の女性支店長を任命し、平成28年4月にはインターネット支店に女性支店長を任命し、現在4名が女性支店長として活躍しています。 平成27年4月1日からスタートさせた第16次中期経営計画では、人材基盤施策の一つとして、女性管理職の比率を平成27年3月の8%から平成30年3月には15%までとする方針を掲げており、キャリアモデルの明確化や本部への積極登用などを行っております。また、女性活躍の場を積極的に拡大すると共に、それぞれの個性、価値観などの多様性を受け入れ、積極的に人材を活用するために「ダイバーシティ推進室」を設置しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当行は、企業としての価値観を経営ビジョンとして定め、法令等遵守が企業活動の最も基本姿勢である旨を表すとともに、役職員の活動の規範として行動規範を定め、法令やルールを厳格に遵守することを示して、全ての役職員が、この経営ビジョン、行動規範に則って行動するよう、周知徹底を図る。
- (2)経営ビジョン、行動規範に加えて、取締役会は役職員が遵守すべき行動のあり方をコンプライアンス・マニュアル～役職員行動規範～として定めるとともに、業務運営で遵守すべき事項を網羅したコンプライアンス・マニュアル～銀行業務編～や業務運営に係る各種の基本規則を制定し、その実践的運営により法令等遵守の定着を図る。
- (3)取締役会は、コンプライアンスに関する諸施策を遂行するための具体的な計画をコンプライアンス・プログラムとして每期策定し、その進捗状況や達成状況の報告を受けることでフォローアップし、コンプライアンスの周知徹底による実践と定着を図る。
- (4)それぞれの取締役は、業務執行に当たり善管注意義務、忠実義務を果たすため、取締役会における意思決定や、業務執行の監督に責任を負っており、これらを取締役会で規則として定めることで、各取締役が認識する。

2 顧客保護等管理体制

- (1)常にお客さま本位で考え、お客さまの満足と支持をいただくため、顧客保護等管理を行う。
- (2)経営ビジョンおよび行動規範を踏まえて、お客さまの保護および利便性向上に向けた基本方針として、顧客保護等管理方針を策定する。
- (3)顧客保護等管理を基本的に次の項目としうえて、各種規程等を制定し、周知を通じて、顧客保護等管理を行う。

- ア 顧客説明管理
- イ 顧客サポート等管理
- ウ 顧客情報管理
- エ 利益相反管理
- オ 外部委託管理

3 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る以下の文書、その他重要な情報の保存、管理については、定款、取締役会規程をはじめ主要会議運営に関する諸規則、文書管理に関する諸規則等に定め厳正に運営する。
 - ア 株主総会議事録および関連資料
 - イ 取締役会議事録および関連資料
 - ウ 常務会議事録および関連資料
 - エ その他重要会議の議事の経過の記録および関連資料
 - オ その他取締役が意思決定を行った稟議書類および関連資料
- (2)内部監査部は、重要な情報の保存、管理状況について、諸規則に定めた運営がされているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は損失の危険を管理するため、リスク管理体制の整備に関する責任と権限を有しており、銀行業務から生じる様々なリスクに対する基本的な考えやリスクの種類毎の責任部署、管理体制および具体的な管理方法等を定め、規則として制定する。
- (2)取締役会は、それぞれの業務から生じるリスクを認識し適切にコントロールするため、リスクの種類毎に責任部署を定め、リスクの状況やその管理状況について報告を受ける体制を整備する。
- (3)取締役会は、リスク管理に関する方針、具体的施策を実行計画として半期毎に策定し、計画の推進を図るとともに、その実施状況を定期的に評価することでリスクのコントロール、管理の高度化、体制の充実を図る。
- (4)各種のリスクを統合的に把握し管理するため、統合的にリスクを管理する専門部署を設置するとともに、総合リスク管理委員会やALM委員会を設置し、各部門が行っているリスク管理活動を各部門横断的に協議する体制を整備する。
- (5)内部監査部は、各リスク管理業務について、諸規則および毎期定めるリスク管理の実行計画と整合した運営がされているか、リスクコントロールが有効に機能しているかを検証し、その結果を取締役会に報告する。
- (6)自然災害、システムの障害、事務上の事故、情報漏えい、風評等の要因により、業務が著しく遅延若しくは長期にわたり中断する場合、または大きく信用が失墜し、企業としての存続が危ぶまれる状態に陥る可能性が高まる場合を、危機と定義し、基本的な対応体制、判断基準、非常時の対応権限を予め定めるとともに、各要因毎に必要な応じて業務継続のための代替手段や手続を定めることで、平時から危機管理態勢を整備する。

5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程その他定める規則に基づき、その責任と権限の委譲を行っている。このうち常務会については、取締役会で決定すべき重要事項の事前審議や、取締役会が決定した基本方針に基づく業務の執行に関する責任権限を有し、原則週1回開催するなど、迅速な意思決定と業務執行を確保する。
- (2)取締役会は、取締役の職務分担や事務委嘱、各職務の内容に応じた責任と権限の委譲を定め、責任の明確化と業務執行の監督のための体制を確保するとともに、業務の効率性の確保に努める。
- (3)取締役会は、執行役員を選任し、代表取締役の業務執行上の権限を執行役員に委譲することで、経営方針、経営戦略に沿った業務執行が行われる体制を構築する。
- (4)取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、組織機構における業務分掌と、各業務分掌における職務の内容と責任権限について定め、業務執行の責任の明確化を図る。

6 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当行は、経営ビジョン、行動規範、コンプライアンス・マニュアルで法令等遵守を定めるとともに、定めた諸規則に基づく業務運営を行うことで、法令および定款に適合する体制を構築する。
- (2)コンプライアンスを統括管理するための組織を設置するとともに、各部門および各営業店毎に、コンプライアンスを遂行する責任者としてコンプライアンス責任者と具体的施策を推進するコンプライアンス管理者を配置する。
- (3)経営と各部門、各部門間横断でコンプライアンスに関する対応等の協議を行うための会議を開催し、コンプライアンス・プログラムで掲げた施策の推進管理、達成状況の評価を行い、コンプライアンスの実践と定着に向けた取組みを推進し、その状況を経営に報告する。
- (4)役職員一人ひとりに、倫理観の涵養と業務知識の習得を図りコンプライアンスを定着させるため、集合研修や職場研修を行うとともに、コンプライアンス教育（外部試験や通信教育）の昇格要件への組入れなど教育研修制度を充実させる。
- (5)法令や定款に反するような事故の発生を未然に防止するため、各部門および営業店における相互牽制態勢の構築や内部監査部による検証、人事ローテーションによる人事管理の徹底を図るとともに、内部通報制度を整備し不正行為の未然防止、組織内の自浄・改善を図る体制を整備する。

7 当該株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)中京銀行グループを構成する各会社については、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - (2)中京銀行グループを構成する各会社において業務運営が法令および定款に適合することを確保するため、グループ各社に共通するコンプライアンス態勢の基本事項を定めた規則を定めるとともに、グループ共通の理念、経営方針に基づき各社の経営が行われるよう、経営管理の基本的考えや管理方法を定め、各会社の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、各会社から適時に業務の状況について報告を受け体制を構築する。
 - (3)中京銀行グループを構成する各会社のそれぞれの業務に内在するリスクを認識し適切にリスクのコントロールを行うための規則を制定し、リスクの種類毎に当行の責任部署を明確化し、リスク管理状況について報告を受けるとともに、グループ会社の業務が適切かつ効率的に行われるよう、適切に指導・助言・監督する体制を構築する。
 - (4)当行の内部監査部は、中京銀行グループを構成する各会社との間で監査に関する合意を締結し、法令等に抵触しない範囲で適切に監査を行い、監査結果を当行の取締役会に報告する。内部監査部は各社の業務について適切に監査し検証するための監査手法の構築、ノウハウの蓄積に努める。
- 8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1)監査役から、その職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容(人数、業務経験、業務知識・スキル)については、監査役会の意見を聴取しその意見を十分に考慮する。
- 9 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1)監査役職務を補助する使用人の任命、異動に当たっては、監査役会の意見を聴取し十分に考慮する。
 - (2)当該使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、実績評価、人事考課に当たっては監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- 10 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1)取締役会は、監査役に報告すべき事項を規則に定め、取締役の意思決定や業務執行状況について適切に監査役に報告される体制を構築する。
 - (2)監査役は監査の必要に応じて、各部門、各営業店の業務運営状況について、各部門等に対し直接報告を求めることができるものとし、監査役の要請に基づき各取締役、執行役員、部長、営業店長は適切に監査役に報告を行う。
 - (3)取締役会は、取締役会および重要会議等で、決議または報告された事項(子会社からの協議、報告を受ける事項を含む)について、適切に監査役に報告される体制を構築する。
 - (4)内部通報制度の通報先等を定め、通報の状況及び通報された事案の内容(当行の子会社等の役職員からの報告を受けた事項を含む)を、通報先等から監査役に報告を行う。
 - (5)内部通報制度による通報も含め、監査役に報告したことを理由として、就業上の不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 11 監査役職務の執行について生じる費用または債務に係る方針
- (1)監査役職務の執行に必要な費用または債務については、監査役の請求に従い支払その他の処理を行う。
- 12 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、あらかじめ監査役会と協議をする。
 - (2)取締役会は、監査役が、取締役会はもとより常務会や総合リスク管理委員会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員、部長等の業務執行状況について把握できる体制を構築する。このため、取締役会は、重要会議の運営を定める諸規則において、監査役の出席について規定する。
 - (3)代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、当行の対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - (4)内部監査部は、監査役からの求めに応じて監査に協力するのみならず、監査役に内部監査の実施状況、各業務部門の業務執行や管理状況について情報提供し、監査役監査の実効性向上に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くことを基本として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。
- (2)反社会的勢力に関する情報収集に努め、営業店・本部間での連携を密にし、また外部専門機関との連絡体制を築いたうえで、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。
 - ア 対応統括部を設置し、同部は反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理し、各店への対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、適切に経営へ報告する。また、各支店に「不当要求防止責任者」を配置する。
 - イ 外部専門機関との連携として、愛知県企業防衛対策協議会に登録の上、必要な情報を収集・交換する。
 - ウ 反社会的勢力のデータベースは、当行が入手した情報を一括して対応統括部署が管理する。
 - エ 反社会的勢力に対する基本方針を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、業務運営の中で周知・徹底する。
 - オ 反社会的勢力への対応を、コンプライアンスカリキュラム内に組み込み、研修等を行い、周知に努める。
 - カ 金融犯罪への対応を、「コンプライアンス・マニュアル」に記載するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ活動への資金供与等の金融犯罪防止に努める。
- (3)反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

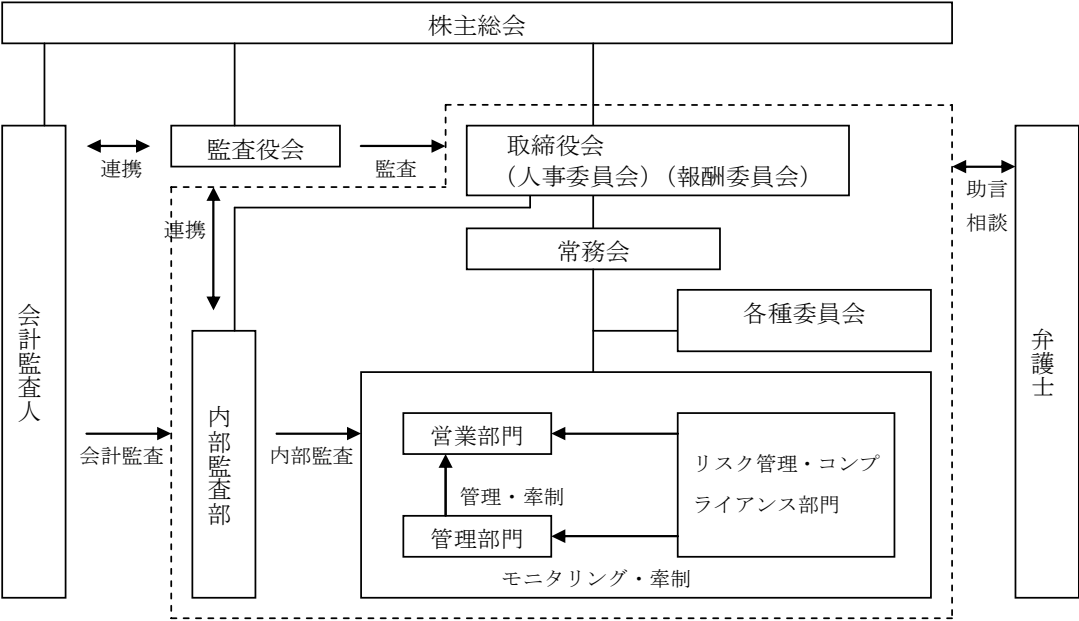
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当行の情報開示規程では、「開示すべき情報を適正に開示することにより、投資者や市場および取引先に当行がより深く理解され、より良い信頼関係を築き上げていくことを目的とする」とともに、健全な証券市場の形成・発展のために上場会社としての責務を果たしていくことを情報開示の目的と掲げ、「金融商品取引法等関係法令を遵守するとともに、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場していることに伴い、取引所諸規則を遵守し、開示にあたっては、適時・適切であること」を基本方針としております。

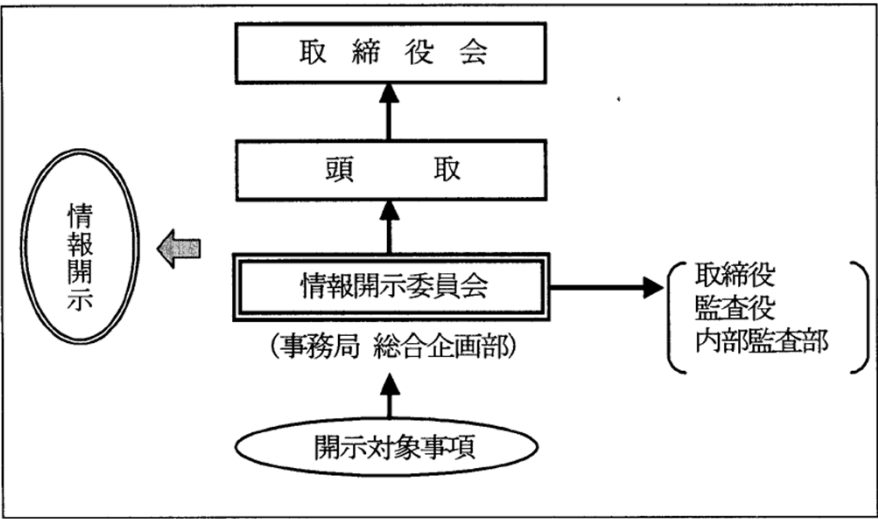
また、情報開示委員会は、委員長を総合企画部担当役員とし、関係各部室長をメンバーとして、適時情報の開示の要否および開示方法・内容の適正性の検証や財務諸表情報等の適正性の判定・確認を行います。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制（模式図）



会社情報の適時開示に係る社内体制図

(1) 決定事実・決算等に関する情報開示体制



(2) 発生事実に関する情報開示体制

